

# 令和5年教育委員会第3回臨時会会議録

開会日時 令和5年3月31日 午前 11時00分

閉会日時 同 上 午前 11時37分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花 高子  
同職務代理者 壺内 明  
委 員 谷部 憲子  
委 員 日高 芳一  
委 員 上原 有美江  
委 員 青柳 豊

## 議場出席委員

・教育次長兼学校教育担当部長	中島 俊一	・教育総務課長	山崎 淳
・学校施設担当課長	小野村守宏	・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫
・学務課長	羽田 顕	・指導室長	谷合みやこ
・学校教育推進担当課長	森 孝行	・学校教育支援担当課長	大川 千章
・統括指導主事	木村 文彦	・放課後支援課長兼地域教育課長	高橋 裕之
・生涯学習課長	佐藤 秀夫	・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫
・中央図書館長	新井 秀成		

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花 高子 午前11時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花 高子 委員 壺内 明 委員 谷部 憲子  
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 11時00分

○**教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和5年教育委員会第3回の臨時会を開会いたします。

本日の会議録の署名は私に加え、壺内委員と谷部委員にお願いをいたします。

まず本日、1名の傍聴の申出がありました。本日の議案第29号につきましては、人事案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** それでは、議案第29号につきましては非公開とし、議事の進行は議事日程を変更し、まず非公開案件である議案第29号を上程し、その後、議事日程に記載の順序で進めてまいりたいと思います。傍聴人の方には、非公開案件が終了した後、お入りいただきます。

それでは、議事に入ります。

本日は議案等が10件、報告事項等が3件でございます。

それでは議案第29号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」を上程いたします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、議案第29号「教育委員会事務局管理職員の人事異動について」説明を申し上げます。

提案理由は、教育委員会事務局管理職員の人事異動を行う必要があるため、本案を提出するものでございます。

別添のとおり、教育委員会事務局管理職員の人事異動を発令いたしたいと考えております。

1枚、おめくりください。まず1の令和5年4月1日付けで次の職を命ずるものでございます。

(1)の「部長級」につきましては、新任職、学校教育担当部長が佐々木健二郎で、現職、総務部参事でございます。

続きまして、(2)の「課長級」でございます。新任職、学校教育推進担当課長は、江川泰輔で、現職、清掃事務所係長でございます。続きまして、新任職、地域教育課長は、高橋裕之で、現職は教育委員会事務局放課後支援課長でございます。

続きまして、放課後支援課長は、石川まどかで、現職は、福祉部障害援護担当課長でございます。続きまして、生涯学習課長は、柏原正彦で、現職は、総務部契約管財課長でございます。

なお、こちらは定年退職に伴う再任用でございます。続きまして、生涯スポーツ課長は柿澤幹夫で、こちらは定年退職に伴う再任用でございます。

裏面をご覧ください。2の令和5年3月31日付けで、次の職を免ずるものでございます。

(1)の「部長級」でございます。学校教育担当部長、菅谷幸弘は、政策経営部情報システ

ム課情報システム担当主幹へ。続きまして、教育委員会事務局参事、佐藤秀夫は、総務部参事へ、それぞれ新任でございます。

なお、兼務解除につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、(2)の「課長級」でございます。学校教育推進担当課長、森孝行は、子育て支援部児童相談所開設準備室長へ新任でございます。また、生涯スポーツ課長、柿澤幹夫は、先ほど申し上げましたが、令和5年3月31日付退職後、令和5年4月1日付で再任用の課長職として、採用するものでございます。

また、事務取扱解除及び兼務解除につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第29号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第29号について、原案のとおり可決といたします。

それでは、非公開とした案件が終了いたしましたので、事務局は傍聴人を呼んでいただきたいと思っております。

(傍聴人 入場)

教育長から傍聴人に申し上げます。葛飾区教育委員会傍聴規則等の規定により、傍聴人は次の事項を守ってください。

- 1、傍聴人は委員会の中では発言できません。
- 2、傍聴人は静粛を旨とし、委員の言論に対して拍手など賛否を表すようなことはお止めください。
- 3、傍聴人は写真撮影、録画、録音を行わないでください。なお、携帯電話の電源はお切りください。
- 4、傍聴人はその他会議の妨げとなるような行為はしないでください。

なお、傍聴人にこれらの規則等に反する行為があった場合は、退席していただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第20号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第20号「葛飾区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を申し上げます。

「提案理由」は、組織改正に伴い、所要の改正をする必要があるもので、本案を提出するもの

でございます。

1枚、おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。右側、改正案の下線部が改正箇所でございます。第2条、生涯学習課に文化的景観係を新設いたします。また、第4条は、係の新設に伴う分掌事務を規定しております。

表の左下、付則でございます。これらの改正の施行日は、令和5年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第20号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第20号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第21号「葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を上程します。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第21号「葛飾区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を申し上げます。

「提案理由」は手続における負担軽減及び利便性向上を図るために、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

1枚、おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。右側の改正案の下線部が改正箇所でございます。第25条につきまして、現行の「請願書に捺印」との規定を「署名又は記名押印」と改めるものでございます。

表の左下、付則でございます。施行日は、令和5年4月1日からとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第21号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第21号について、原案のとおり可決といたします。

次に、議案第22号「葛飾区教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第 22 号「葛飾区教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則」につきまして、説明を申し上げます。

「提案理由」は、個人情報保護に関する法律の改正及び葛飾区個人情報保護に関する条例の廃止に伴いまして、規則の廃止及び制定をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

その下をご覧ください。まず葛飾区教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則の制定でございます。第 1 条では、本規則の趣旨を、第 2 条では、用語の定義を規定しております。また第 3 条では、総括保護管理者を置き、葛飾区教育委員会教育長をもって充てること。第 4 条では、各課に保護管理者を置き、保有個人情報に係る課長をもって充てること。

裏面をご覧ください。第 5 条では、課に保護担当者を置き、固有個人情報に係る課の庶務を担当する係長をもって充てること。第 6 条では、監査責任者を置き、教育次長をもって充てることを規定してございます。

付則でございます。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からとし、2 の葛飾区教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則は廃止することとしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 22 号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第 22 号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第 23 号「葛飾区教育委員会が管理する情報の公開に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第 23 号「葛飾区教育委員会が管理する情報の公開に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を申し上げます。

「提案理由」は葛飾区情報公開条例の改正に伴いまして、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

3 枚、おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。右側が改正案でございます。こちら、1 ページから 8 ページまででございます。これらは、個人情報保護法の改正に伴いまして、法の規定に合わせるために、情報公開条例の規定を再構成いたしましたことに伴いまして、本規則の規定の順番を再構成したものでございます。

8 ページをご覧ください。表の左下、付則でございます。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日から

としております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 23 号について、原案のとおり可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 23 号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第 24 号「葛飾区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第 24 号「葛飾区教育委員会が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を申し上げます。

「提案理由」は各種手続のオンライン化の促進に伴いまして、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

1 枚、おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。表の左側、現行の第 3 条をご覧ください。こちらは、各種手続をオンライン化する際、その手続の根拠条文等を告示する旨の規定でございます。本規程は東京都条例にならったものでございますが、告示の手続を省略できるよう東京都条例が改正されました。そのため、本区におきましても本規定を削除し、第 4 条以下を 1 条ずつ繰り上げるものでございます。

裏面をご覧ください。表の左下、付則でございます。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日からとしてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 24 号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 24 号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第 25 号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第 25 号「葛飾区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に

関する規則の一部を改正する規則」につきまして、説明を申し上げます。

「提案理由」は、個人情報の保護に関する法律の改正及び葛飾区個人情報の保護に関する条例の廃止に伴いまして、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

1枚、おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。表の左側、現行の第1条の表の中の4をご覧ください。「教育委員会が管理する個人情報の写しの作成に関すること」につきましては、葛飾区総務部総務課の職員に補助執行させておりますが、右側の改正案をご覧ください。これを「教育委員会が管理する個人情報の写しの作成及び送付に関すること」に改めるものでございます。

表の左下、付則でございます。施行日は、令和5年4月1日としてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第25号について、原案のとおり可決することにご異議、ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第25号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第26号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」を上程いたします。教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第26号「葛飾区教育委員会事務局処務規程の一部改正について」説明を申し上げます。

「提案理由」は、個人情報の保護に関する法律の改正及び葛飾区個人情報の保護に関する条例の廃止に伴いまして、所要の改正をする必要があるので、本案を提出するものでございます。

2枚、おめくりください。新旧対照表でございます。まず、現行の第56条の(4)でございます。改正案をご覧ください。引用条文を葛飾区個人情報の保護に関する条例第20条から、「個人情報の保護に関する法律第76条」に改めるものでございます。

表の下、付則をご覧ください。施行期日は令和5年4月1日としております。

また、経過措置といたしまして、2をご覧ください。この訓令の施行の際、現に成されている廃止前の葛飾区個人情報の保護に関する条例第20条第1項または第2項の規定による請求に係る保存文書の保存年限の延長については、なお従前の例によるものとしてございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議、

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 26 号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第 27 号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規定の一部改正について」を上程いたします。

指導室長。

**○指導室長** それでは、議案第 27 号「葛飾区立学校の事案決定手続等に関する規定の一部改正について」ご説明いたします。

本件は個人情報の保護に関する法律の改正及び葛飾区個人情報の保護に関する条例の廃止に伴い、所要の改正をする必要がございますので、提出するものでございます。

1 枚、おめくりいただきまして、葛飾区立学校事案決定手続等に関する規定の別表のうち 3 枚目、もう 1 枚、おめくりいただきまして新旧対照表をご覧くださいますと、4 「学校事務の管理に関すること」の(1)「校長の決定事案」の欄の 3 「個人情報の開示及び訂正に関すること」を削除いたしまして、それに伴い項番 4 を 3 に、5 を 4 に改めるものでございます。

また、新旧対照表の裏面に係りますけれども、備考のうち、「第 28 条の 5 第 1 項」を「第 22 条の 4 第 1 項」に改めるものでございます。

なお、本改正につきましては、令和 5 年 4 月 1 日に施行するものでございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 27 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第 27 号について、原案のとおり可決といたします。

次に議案第 28 号「葛飾区スポーツ推進計画の策定について」を上程します。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは、議案第 28 号「葛飾区スポーツ推進計画の策定について」ご説明をいたします。

「提案理由」といたしましては、これまで素案、案と本委員会でご説明をさせていただきました葛飾区スポーツ推進計画につきまして、策定をする必要がございますので、本案を提出するものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、添付のスポーツ推進計画をご覧ください。こちらに記載のありますとおり、計画期間につきましては、令和 5 年度から令和 9 年度の 5 年間でございます。

2枚おめくりいただきまして、目次の次のページをご覧くださいと思います。案からの変更点といたしまして、教育長の「はじめに」を掲載させていただきました。変更は以上となります。

本日、ご決定いただきました後、教育委員会の皆様を始め、区議会への配付や各図書館、区政情報コーナーへ閲覧用に送付するほか、ホームページにも掲載し、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、概要版につきましても、同様に配付をしたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

内容はこれまでご説明していたとおりということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第28号について、原案のとおり可決といたします。

以上で議案等を終わります。

続きまして、報告事項等に入ります。報告事項等の1「臨時代理の報告について」の説明をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、臨時代理の報告につきまして、説明を申し上げます。

葛飾区教育委員会の権限委任等に関する規則第3条第1項の規定によりまして、次のとおり教育長が事務を臨時に代理して処理いたしましたので、同条第2項の規定により、報告申し上げます。

1の「臨時に代理して処理した事務」は、別添のとおり、教育委員会事務局地域教育課長の職を免じたもので、2の「臨時に代理して処理した日」は令和5年3月21日でございます。

説明は以上でございます。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、このように報告をさせていただきます。

次に、報告事項等の2「令和5年度葛飾区各会計予算の審査について」(第4分科会)についての報告をお願いします。

教育総務課長。

○**教育総務課長** それでは、「令和5年度葛飾区各会計予算の審査について」、第4分科会に関するものでございますけれども、説明を申し上げます。

予算審査特別委員会が終了いたしまして、各会派のご意見がまとめられたものでございます。

1枚おめくりいただきますと、第4分科会、各党派のご意見の記載となっております。

まず自由民主党議員団でございます。校内適応教室の更なる充実と拡大を望む。英語教育の入口として、小学1年生が親しみやすいプログラムを望む。科学教育センターは、PR方法及びホームページの見直しを望む。学校給食運営経費については、都立特別支援学校に通う区立学校に籍のある児童・生徒の給食費についても無償化の検討を望む。保田しおさい学校は、入学の基準を定め、安定的な学校運営を望む。学童保育クラブの待機児童が増えている中、新たな対策を進めていくよう求める。わくわくチャレンジ広場は地域での運営を検討することを望む。郷土と天文の博物館は、将来あるべき姿を考え、運営を望む。区内のサッカー施設の利用は一部のチームに利用が偏らないよう、見直しを望む。河川敷の仮設トイレについては、早期改善を望む。といったご意見でございました。

続きまして、葛飾区議会公明党でございます。実効性の高い幼児教育の取組を強く求める。ALTの拡大による英語学習は、子どもたちの英語力が着実に伸びるような取組を求める。魅力あるクラスづくりを目指し取り組んだ、子どもたちの自己肯定感や人間関係等に係るモデル調査では、結果をしっかりと分析し、いじめや不登校の未然防止に役立てるよう求める。ふれあいスクール明石や校内適応教室において、ICTの効果的な活用を推進し、スクールソーシャルワーカー等へ適切な連携が図られるよう求める。「デジタル版MIM」の活用を拡大して、効果の検証と分析をしっかりと行うよう求める。柴又地域の学校改築事業では、近隣地域へ丁寧な説明を行い、理解と協力を得られるよう要望する。といったご意見でございます。

続きまして、かつしか区民連合でございます。教育振興基本計画策定は、子どもの権利を踏まえ策定せよ。教育研究校での研究資料の保存、公開を求む。1人1台タブレットは教員等への配備を求む。学校図書館は、全校での環境整備を急げ。総合教育センターは、危機対応を前提にした体制整備を求む。自学自習用配信コンテンツは児童・生徒の理解度、定着度や教師の個性に応じた活用を評価する。学校適正規模の対象地域は、エリマネなど新たなまちづくりとして取り組み。教職員のオンライン研修は、ネット環境を見直せ。校舎、体育館のスロープ設置を急げ。PTA支援を検討せよ。立石の歴史保存を求む。学童とわくチャレの方向性を示し、スタッフへ危機管理研修を実施せよ。障害者スポーツの推進を求む。荒川河川敷トイレは、男女別個室を設置せよ。私学事業団運動場は、改修歴や老朽化を把握し、課題解消と地域や体育協会等への丁寧な説明を求む。といったご意見でございました。

裏面をご覧ください。続きまして、日本共産党葛飾区議会議員団でございます。教員については危機管理のほか、人権研修も全員の履修を求める。返済不要の給付型奨学金の創設を求める。不登校の児童・生徒が早期に復帰できる、楽しく安心できる環境づくりを求める。学校屋内プールの設置を求める。各教室に空気清浄機を設置すること。校庭の芝生化に取り組むこと。柴又小と東柴又小の合併は認められない。学校適正規模は行わず、少人数学級を進めること。

弁当持参の児童・生徒には、給食費相当の食材費を支給すること。就学援助については1.5倍に拡大し、学びを支えること。区長は金町公園プール整備の約束を守ること。公立幼稚園は存続を求める。学童の待機児童解消に取り組むこと。スタジアムありきの私学事業団総合運動場の取得は、住民の意見を十分に聞くこと。といったご意見でございました。

次に、無所属の1人目でございます。学童保育クラブの使用料とおやつ代の徴収について、順次口座引落しを推奨するよう働きかけをしていただくように要望。わくチャレについては、学童保育クラブ並に整備することは区の責務であると考え。長期休業中の利用拡大も含め、早急な整備を進めていくように要望。また「はたちのつどい」については、小田原市など他の自治体のように、当区でも当時の実行委員会の方々に声かけをするところから要望。といったご意見でございます。

続きまして、無所属の2人目でございます。小中一貫教育のモデル校での取組を他校や地域に明確に示していただきたい。英語教育の更なる充実に期待。東京理科大学との連携を強め、学校現場との交流の機会増を求む。教員の不適切な行為については、再発防止策について検討を求む。教員の働き方改革についての継続した取組や負担軽減策の拡大を求む。防犯カメラ設置箇所の表示の視認性を高める取組を評価する。保護者や地域への情報提供を求む。学校施設、区内施設のトイレについては、使いやすく快適なものに改修していただきたい。文化財保護事業経費では、進捗状況の報告を求む。などのご意見でございました。

3ページをご覧ください。無所属の3人目でございます。イングリッシュキャンプなどの体験学習については、対象学年を限定しないことを要望する。充実した副籍交流が実施されることを望む。不登校の子どもの保護者への支援の充実に要望する。不登校の子どもも、保護者も、安心して過ごすことができる体制づくりを。給食費の完全無償化については、都立の特別支援学校に通う子どもたちについても検討を求める。給食費の無償化については、国へ働きかけていくことを要望する。といったご意見でございました。

続きまして、無所属の4人目でございます。小・中学校の給食費無償化については、国において実施するよう求めることが必要。小学校へのゲノム編集トマト苗の配布については、慎重な対応と動きがあった場合の情報提供を求める。わくわくチャレンジの児童指導サポーターの報償費引上げを評価する。リリオ亀有リノベーション事業の効果検証を求める。私学事業団総合運動場の敷地取得については、サッカースタジアム建設は区の施策として、優先順位は低い。公共交通や区民生活のセーフティーネット充実が優先と考えるといったご意見でございました。

最後になりますが、無所属の5人目でございます。特別支援教育の取組については、高く評価する。ペアレントトレーニングについては、今後の成果に期待する。特別支援教室の巡回指導教員等については、都立の特別支援学校のノウハウや専門性を生かし、研修会や各学校への助言などでの連携強化を要望する。小・中学校の給食費無償化は大いに評価する。なお、事情

により給食を摂らない児童・生徒に対し、公平性の観点から給食費の一部支給を検討すべきである、とのご意見でございました。

説明については、以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、以上で報告事項等の2を終わりいたします。

次に報告事項等の3「『第9回かつしかふれあいRUNフェスタ 2023』の実施結果について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** それでは、「『第9回かつしかふれあいRUNフェスタ 2023』の実施結果について」ご報告いたします。

「実施日時」は令和5年3月12日、午前9時から午後2時25分で実施いたしました。

「会場」は堀切水辺公園。

「天候等」は晴れ、気温16度でございました。

「出走者数及び完走者数等」につきましては、エントリー数4,152人。出走者数、3,619人。完走者数は、3,519人で、完走率は99.2%でございます。詳細な内訳につきましては、裏面のとおりでございます。

救急搬送は2件で、2件ともに当日中に帰宅ができてございます。迷子につきましても2件で、保護者からの申出があり、すぐに引き渡すことができしております。

「その他」といたしまして、4年ぶりのリアル形式での開催となりましたが、大会ランキングにおきましては、フルマラソン大会を入れても2位と好評を得てございます。

ご説明は以上となります。よろしく願いいたします。

**○教育長** ただいまの報告について、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

日高委員、お願いします。

**○日高委員** 4年ぶりに開催できたということで、たくさんの方々がお集まりいただいて、本当によかったなと思います。参加された方たちも非常に喜んでいました。やはり体を動かすというか、運動する喜びを大いに体感されたのではないかと思います。

数は以前よりは少し少なくなっていますが、参加した人たちは、99.2%の人たちが走っているという、すごいことです。これは評価していいのではないのでしょうか。ぜひ、今後とも継続いただいて、今回のような大会につながっていけばいいなと願っております。

お疲れさまでした。

**○教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項の3を以上で終わりいたします。

以上で、本日の議事は全て終了となりますけれども、その他何か、ご意見、ご質問等はござ

いますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和5年教育委員会第3回臨時会を閉会といたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時37分